エ　実績要件

(A)　管理技術者、建築主任担当技術者、構造主任担当技術者

次のａ．からｅ．までのすべてを満たす工事監理業務の実績を有すること。なお、管理技術者については、躯体、外装、内装のほか、電気設備、機械設備及び昇降機設備のいずれも一式工事の業務実績を有すること。建築主任担当技術者については、躯体、外装及び内装を含む業務実績をそれぞれ有すること。

ａ．構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ｂ．規模　１棟で延べ面積10,000㎡以上

ｃ．階数　地上３階以上かつ地下１階以上

ｄ．用途　(3)⑧エ(A)ｄ．に同じ

ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一工事の業務実績であること。

(B)　電気設備主任担当技術者

次のａ．からｃ．までの要件をすべて満たす新設の電気工事（工事種目についての一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む。））の業務実績を有すること。

ａ．規模　１棟で延べ面積5,000㎡以上

ｂ．用途　(A)ｄ．に同じ

ｃ．上記ａ．及びｂ．は同一工事の業務実績であること。

(C)　機械設備主任担当技術者

次のａ．からｃ．までの要件をすべて満たす新設の管工事（工事種目についての一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む。））の業務実績を有すること。

ａ．規模　(B)ａ．に同じ

ｂ．用途　(A)ｄ．に同じ

ｃ．上記ａ．及びｂ．は同一工事の業務実績であること。

オ　管理技術者と各分担業務分野の主任担当技術者は、それぞれ１名とし、互いに兼務することは認めない。また、第一次審査資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより、複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についてもアからエまでの要件を満たしていなければならない。

(6)　維持管理企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①から④までの要件を満たすこと。

①　維持管理企業は、令和07・08・09年度（2025・2026・2027年度）の物品の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」における営業品目「建物管理等各種保守管理」で「A」、「B」又は「C」等級の認定を受けている者であり、かつ「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。

②　維持管理業務を実施するにあたって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。

③　維持管理業務を複数の維持管理企業が分担して実施する場合にあっては、いずれの維持管理企業においても前掲①及び②を満たしていること。

④　警備業務に携わる維持管理企業は、警備業法（昭和47年法律第117号）第４条に基づく認定を有する者であること。

3　入札手続等

(1)　担当部課

〒102―8656 東京都千代田区隼町４－１
独立行政法人日本芸術文化振興会　財務部契約課国立劇場再整備担当室　電話050―1754―5937（直通）

(2)　入札説明書の交付期間、場所及び方法　交付期間は令和８年３月31日から令和８年９月30日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日）並びに７月１日（振興会創立記念日）（以下「休日」という。）を除く毎日、10時から17時まで。ただし、最終日の９月30日は12時までとする。入札説明書その他申請様式等については次に掲げる振興会のホームページにおいて交付する。

URL : https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/seicho.html

(3)　第一次審査資料の提出期間、場所及び方法　提出期間は令和８年４月１日から令和８年９月30日までの休日を除く毎日、10時から17時まで。ただし、最終日の９月30日は12時までとする。提出場所は3(1)に同じ。提出方法は持参又は郵送（提出期限内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

(4)　入札書及び第二次審査資料の提出期間、場所及び方法　提出期間は令和９年６月21日から令和９年６月28日までの休日を除く毎日、10時から17時まで。ただし、最終日の６月28日は12時までとする。提出場所は3(1)に同じ。提出方法は3(3)に同じ。

(5)　開札の日時及び場所　令和９年６月29日10時30分　〒102―8656 東京都千代田区隼町４－１　独立行政法人日本芸術文化振興会　国立劇場本館３階　第５会議室

4　総合評価に関する事項

(1)　一次審査通過者は入札書及び事業計画の提案内容（以下「事業提案」という。）をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、4(2)①及び②によって得られる基礎点と加点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(2)　一次審査通過者が策定した事業提案を入札説明書に添付する選定基準に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

①　事業提案が業務要求水準書に定める要求水準をすべて充足しているかについて審査を行い、審査結果において事業提案がすべての要求水準を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しない若しくは記載のない場合は欠格とする。

なお、適格者については、基礎点を付与する。

②　事業提案のうち選定基準に定める評価項目（加点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加点を付与する。

③　(1)において、落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が二者以上ある場合は、下記1）から4）の加点の順で落札者を決定する。それでも、特定できないときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。くじの日時及び場所については、振興会から電話等により指示する。

１）　加点全体の合計

２）　施設整備業務に関する加点の合計

３）　経営管理に関する加点の合計

４）　維持管理に関する加点の合計

5　その他

(1)　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2)　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除。

②　契約保証金　納付。

事業者は、施設整備業務の履行を確保するため、本施設の引渡日までを期間として、次のアからウのいずれかの方法による事業契約の保証を付すものとする。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は施設費（消費税及び地方消費税を含む。）に相当する合計額の10分の１以上とする。

ア　契約保証金の納付

イ　契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

(A)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ａ．国債

ｂ．政府の保証のある債権

ｃ．地方債

ｄ．振興会出納命令役が確実と認める社債

ｅ．銀行又は振興会出納命令役が確実と認める金融機関が振出又は支払を保証した小切手

(B)　債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（事業契約締結の日から国立劇場の施設整備に係る施設の引渡しの日までを期間とすること。保証金請求権に、事業契約に定める違約金支払債務を被担保債権とする質権を振興会のために設定すること。）